

西区ワーク・ライフ・バランス推進委員会設置要綱

制定 平22.11.18
最近改正 令7.4.1

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本理念に基づき、大阪市特定事業主行動計画を推進するため、西区ワーク・ライフ・バランス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 仕事と生活の両立支援プランに基づく取組における具体検討や実施状況の把握・点検を行う。
- 3 「大阪市市長部局ワーク・ライフ・バランス推進委員会」への検討・実施状況の報告。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

西区ワーク・ライフ・バランス推進委員会名簿

役職名	補職名
委員長	西区長
副委員長	西区副区長
委員	総務課長
委員	事業調整担当課長
委員	教育担当課長
委員	地域支援課長
委員	安全安心担当課長
委員	窓口サービス課長
委員	保健福祉課長
委員	保健担当課長
委員	保健主幹
委員	子育て支援担当課長